

### 3 沼田市環境審議会運営規則

平成15年3月28日

規則第2号

改正 平成21年3月27日規則第9号

平成23年3月25日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、沼田市環境基本条例（平成15年条例第6号）第16条第6項の規定に基づき、沼田市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第3条 臨時委員は、専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 臨時委員は、専門事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 審議会に幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、会務に従事する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、民生部環境生活課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。